

軽費老人ホームA型運営費補助要綱

14 福高施第8号

平成14年4月19日

最終改正 7 福祉高施第819号

令和7年8月20日

1 目的

この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するため、軽費老人ホームA型を運営する社会福祉法人に対し、予算の範囲内で軽費老人ホームA型の運営に要する経費の一部を補助し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「運営費」とは、サービスの提供に要する費用（職員の俸給、その他の諸手当、社会保険事業主負担金、旅費、庁費、被服費、修繕費等）及び生活費の合計をいう。
- (2) 「サービスの提供に要する基本額（月額）」とは、東京都軽費老人ホーム利用料等取扱要綱（令和元年9月27日付31福保高施第1390号。以下「取扱要綱」という。）の別表3に規定する額の範囲内で、社会福祉法人等が定めた額をいう。
- (3) 「各種加算」とは、軽費老人ホームA型のサービスの提供に要する費用に係る加算額等取扱要領（令和7年8月20日付7福祉高施第818号）に規定する民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、入所者処遇特別加算、特別運営費、処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境改善等加算をいう。
- (4) 「運営費（月額）」とは、サービスの提供に要する基本額（月額）、生活費並びに民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費及び入所者処遇特別加算の額の合計をいう。
- (5) 「その事業に係る収入」とは、次のものをいう。
 - ア 基本利用料のうち利用者から徴収する金額
 - イ 利用者個人の使用に属するガス、水道、電気等光熱水費及び特別なサービスに要した費用等、利用料以外に利用者から徴収する金額並びに職員等の給食費等利用者以外の者から実費徴収する金額
 - ウ この補助金以外に、本都から支給される公費収入
 - エ 積立預金取崩収入

3 利用料等

利用料等については、次のとおりとする。

- (1) 軽費老人ホームA型における入所者の利用料等については、軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日付老発第0530003号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」（以下「取扱基準」という。）第2に準拠するものと

する。ただし、取扱基準第2中「2 サービスの提供に要する費用」における別表Ⅰ－2及び「3 生活費（1）生活費の設定」の表については、取扱要綱の第4の規定によるものとする。

- （2） 軽費老人ホームA型における本人からの徴収額（月額）は、取扱要綱の別表3－2及び同要綱別紙「軽費老人ホーム対象収入認定事務手続について」により求めた額とする。

4 補助対象施設

この補助金の交付の対象となる施設は、社会福祉法人が設置した軽費老人ホームA型であって、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第114号）、東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第137号）及び東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領（平成25年4月3日付24福保高施第2452号）により運営する施設とする。

なお、次のいずれかに該当する交付対象施設については、原則として、この補助金の一部又は全部を交付しないものとする。

- （1） 老人福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- （2） 老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人が設置するもの
- （3） 老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- （4） 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

5 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- （1） 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものがあるもの

6 補助対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は、軽費老人ホームA型の運営に要する経費のうち、7に基づき利用料の一部を減免した経費に対応して、社会福祉法人が支出する経費とする。

7 補助金交付額

補助金交付額は、次の（1）又は（2）により算出した額のいずれか少ない方の額とする。ただ

し、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設ごとに次のア、イ、ウ及びエの区分につき、それぞれ定めるところにより算出した額の合算額

ア 基本利用料減免額

運営費（月額）に各月の初日に在籍する利用者数を乗じて得た額から本人徴収額の合計額（当該初日に在籍する利用者に係るものに限る。）を差し引いた額とする。

なお、本人からの徴収額（月額）の認定に誤りがあり、本来徴収すべき額が実際の徴収額よりも高い場合、誤って認定していた期間においても、本来徴収すべき額をもって交付額を算出する。

イ 冬期暖房費減免額

1 1月から3月までの期間中に利用者のために暖房を実施している軽費老人ホームA型において、冬期暖房費の減免を行った場合に、以下に定める減免額単価に該当各月の利用者数を乗じて得た額と実減免額とを比較していずれか少ない方の額とする。

	減免額単価
1室を1人で利用している者	0円
1室を2人で利用している者	690円

ウ 特別運営費、処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境改善等加算

軽費老人ホームA型のサービスの提供に要する費用に係る加算額等取扱要領（令和7年8月20日付7福祉高施第818号）に基づき算定した額とする。

(2) 運営費の実支出額からその事業に係る収入の合計額を控除した額

8 補助金の交付申請

この補助金の交付申請は、様式1による申請書（1部）に関係書類を添えて、別に定める期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

9 補助金の変更交付申請

この補助金の変更交付申請は、様式1-2による申請書（1部）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に対して行うものとする。

10 補助金の交付決定

交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、知事は、15に定める条件を付して、補助金の交付額を決定し、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

11 補助金の交付時期

この補助金は、10で決定した額の12分の1の額を原則として各月末までに概算交付する。
ただし、各月において千円未満の端数が生じた場合は、各年度の最終交付において調整することとする。

12 補助金の精算

概算交付を受けた補助金は、様式 3 による精算書（１部）により補助金の交付を受けた会計年度の終了後、１０日以内に精算するものとする。

13 各種加算の申請

各種加算を申請する場合は、軽費老人ホーム A 型のサービスの提供に要する費用に係る加算額等取扱要領（令和 7 年 8 月 20 日付 7 福祉高施第 818 号）に基づき、別に定める期日までに行うものとする。

14 各種加算の決定

知事は各種加算について、13 に定める加算申請について適当と認める場合は、軽費老人ホーム A 型のサービスの提供に要する費用に係る加算額等取扱要領（令和 7 年 8 月 20 日付 7 福祉高施第 818 号）に基づき、決定する。決定された各種加算額については、決定日以降、決定額から既交付額を除き未払い月数で除した額を、各月交付額と合算して各月交付額と合算交付する。

15 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

（１）承認事項

補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）帳簿の備付け等

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

（３）実績報告

補助事業者は、補助金の交付を受けた会計年度が終了したときは、様式 2 による事業実績報告書（１部）により、別に指定する期日までに報告すること。

（４）補助金の額の確定

（３）による事業実績報告書等を審査した結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、知事は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（５）是正のための措置

知事は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることがある。

（６）交付決定の取消し

知事は、この補助事業の交付決定後、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は知事の指示に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

（７）補助金の返還

ア 補助事業者が、（６）により補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、補助事業者は、知事の指示するところにより取り消された補助金の額を返還しなければならない。

イ 前記アの規定は、（４）により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金を受領しているときにも適用する。

（８）違約加算金

補助事業者は、（７）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（９）延滞金

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

附 則（平成１４年４月１９日付１４福高施第８号）

この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。

附 則（平成１６年２月１６日付１５福高施第９２４号）

この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。

附 則（平成１７年３月８日付１６福保高施第５７８号）

この要綱は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年３月３日付１７福保高施第１００７号）

この要綱は、平成１７年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年３月５日付１８福保高施第１０５８号）

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年３月３０日付１８福保高施第１１３７号）

この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年３月７日付１９福保高施第１０１３号）

この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２１年３月１７日付２０福保高施第９９１号）

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則（平成２２年５月１４日付２１福保高施第１７１１号）

この要綱は、平成２２年４月１日から適用する。

附 則（平成２３年３月２９日付２２福保高施第２１２７号）

この要綱は、平成２３年４月１日から適用する。

附 則（平成２５年４月１日付２４福保高施第２３５０号）

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則（平成２６年５月２２日付２５福保高施第２２２５号）

この要綱は、決定日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年５月１日付２７福保高施第５２号）

この要綱は、決定日から施行する。

附 則（平成２８年３月１１日付２８福保高施第２０３５号）

この要綱は、決定日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（令和元年９月２７日付３１福保高施第１４００号）

この要綱は、令和元年１０月１日から適用する。

附 則（令和４年７月８日付４福保高施第５８７号）

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和６年３月２９日付５福祉高施第１５６９号）

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令和７年８月２０日付７福祉高施第８１８号）

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。